

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令について

令和 2 年 12 月
消防庁危険物保安室

【改正概要】

以下の措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 168 号。以下「改正省令」という。）を改正する。

（1）様式上に規定されている押印に関する事項

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）では、「押印を求める行政手続等について押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する。」とされている。

これを踏まえ、規則及び改正省令に規定する各様式における届出者等の押印については不要とし、各様式中の㊟マークを削除するものである。

（2）危険物取扱者免状の写真に関する事項

規則に規定する危険物取扱者免状の写真に関し、宗教上又は医療上の理由がある者については顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆うことを認めることとするものである。

（3）定期点検の期限に関する事項

危険物施設の定期点検について、災害その他非常事態による事由により規則に定める期限までに行うことが困難であると認められるときは、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができることとするものである。

【スケジュール】

・公布日・施行日：12 月 25 日（金）